

# 地方公共団体情報システム 標準化基本方針【第0.8版】 について

2022年4月

デジタル庁

# 標準化法における基本方針の位置づけ

## ○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項
- 二 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項

ロ サイバーセキュリティに係る事項

ハ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項

四 次条第一項及び第七条第一項の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたもの）との他の関係者の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

# 基本方針【0.8版】の策定の経緯と今後のスケジュール

- 「デジタル社会形成の実現に向けた重点計画（令和3年12月）」において、標準化法5条に基づく基本方針は「令和3年度（2021年度）中を目途に定める」とすると同時に、「統一・標準化の取組については、（中略）多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めること」としているところ。
- 指定都市市長会をはじめ、地方自治体から移行期間に関する要望が出されたことから、令和3年3月に、54の市町村（全指定都市、中核市市長会、市長会、町村会の推薦する団体）に対して1団体ごとにヒアリングを実施するとともに、基幹業務システムを自社開発している19のベンダに対して1ベンダごとにヒアリングを実施した。
- これらのヒアリング結果を踏まえ、関係者間の統一・標準化に関する認識を合わせる必要があると判断し、基本方針【0.8版】を作成した。これをたたき台として、地方自治体やベンダ等に意見を求めながら、令和4年夏に基本方針【1.0版】の成案を目指す。

令和3年

12月25日 デジタル社会形成の実現に向けた重点計画

令和4年

2月25日～3月25日 地方公共団体との意見交換（対象：全指定都市を含む54団体）

3月8日～3月28日 ベンダヒアリング（対象：自社開発している19ベンダ）

4月19日 基本方針【0.8版】（案という位置づけ）提示

＜1ヶ月間意見募集＞

5月20日 意見募集〆切

5月～6月 ベンダ調査・自治体ヒアリング

7月～8月 上記を踏まえ、基本方針【1.0版】案を提示し、意見募集

夏 基本方針【1.0版】決定

# 基本方針【0.8版】において示す案（主な内容）

## 1. 移行時期について

- 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化の取組みについては、令和3年12月に策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標としている。
- デジタル庁及び総務省は、標準準拠システムへの移行における課題について、令和4年2月から3月にかけ、市町村と直接意見交換等を行った。市町村からは、①標準準拠システムへの移行は円滑かつ確実に行われる必要があること、②全ての標準仕様書の案やガバメントクラウドの利用に係る指針の案が提示された後、現行システムとのF I T & G A Pを行う必要があること、③独自施策システムについて標準準拠システムと連携するために改修する時間も必要であること、④現行システムの途中解約等に伴う違約金が多額になることが想定されること、⑤移行時期が集中することに伴う、S Eの確保や、移行に伴う事故の発生のリスクを低減させる必要があること等の意見が出された。
- また、デジタル庁は、同時期に、システムを自社開発している19の事業者と直接意見交換等を行い、事業者からは、①標準仕様書等の概要や案の段階での早期公表が円滑かつ確実な移行には必要であること、②クラウドネイティブなアプリケーションに転換するためには、事業者の開発期間に配慮する必要がある等の意見が出された。
- さらに、令和4年3月17日に開催された「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」においては、ガバメントクラウド上に行政サービスの共用アプリケーションが構築され、標準準拠システムから必要なデータを連携させることで当該アプリケーションを利用することが検討されている。このような仕組みができるようになれば、標準準拠システムに移行した団体から順次、効率的な行政サービスを提供することが可能となり、全ての地方公共団体が一斉に標準準拠システムに移行せずとも、将来的なトータルデザインの実現につながっていくことが考えられる。
- 以上のことを踏まえ、本基本方針の案や標準仕様書等の概要や案を令和4年4月以降順次提示し、地方自治体や事業者等に意見を求めながら、関係者間の統一・標準化に関する認識をあわせ、適切な費用での円滑な移行へ向けた実務上の課題を整理した上で、標準準拠システムへの移行に関し、事業者等に対する調査を行い、地方自治体の意見を丁寧に聴きながら、令和4年夏までに標準準拠システムへの移行のあり方について定めることとする。

# — 基本方針【0.8版】において示す案（主な内容）

## 2. 独自施策システムとの関係

- 標準準拠システム以外のシステム（独自施策システム等）は、標準準拠システムと情報連携する場合には、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形（API連携）で構築する。
- ただし、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、令和7年度までに標準準拠システムへの移行を行うことを前提に、標準準拠システムへの移行をした時点から次の更新の時期までの間を目処に、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムの間の連携等を行うことを可能とする。

## 3. ガバメントクラウドの利用について

- 地方公共団体が標準準拠システムにおいてガバメントクラウドを利用することは、標準化法第10条により、努力義務とされている。地方公共団体は、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、当該ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境を利用することを妨げない。
- 次に掲げる標準準拠システム等については、ガバメントクラウド上に構築することができる。
  - (1) 標準準拠システム
  - (2) 密接関連システム（標準準拠システムと業務データのAPI連携等をガバメントクラウドにおけるシステム間の通信により行うシステムであって、共同利用を促すため機能等の情報を公開することやガバメントクラウドのクラウドサービス等の利用状況をモニタリングすることができること等のデジタル庁が別途定める条件を満たしたもの）

※1 密接関連システムとは、独自施策システムや地方自治体が運用していない外部システムが含まれる。

※2 その他、ガバメントクラウドの利用方法（アカウントの払い出し方）や、責任分界について記載

# 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する文書

## 1. 地方公共団体情報システム基本方針（標準化法第5条）<令和4年4月に0.8版提示>

## 2. 機能標準化基準（標準化法第6条）に関連するもの

※ 20業務（住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理）の標準仕様書

## 3. 共通標準化基準（標準化法第7条）に関連するもの

### （1）地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書

- ① 総論 <令和4年4月に0.8版提示>
- ② データ要件の標準（基本データリスト、共用データリスト、文字要件）<関係府省と協議中>
- ③ 連携要件の標準（機能別連携仕様、独自施策システム等連携仕様、連携技術仕様）<関係府省と協議中>

### （2）地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン <令和4年3月25日改訂>

### （3）地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドの利用に関する基準 <令和4年4月に0.8版提示>

### （4）地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書 <関係府省と協議中>

※ 5機能（共通宛名番号付番機能、庁内データ連携機能、団体内統合宛名機能、申請管理機能、職員認証機能）

### （5）地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についてのバージョン管理方針 <関係府省と協議中>

### （6）地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件） <令和2年9月>